

# みんなで考えよう介護保険

一九九七年の暮れに成立した介護保険法。まだまだ先のことだと思っていたら、実際の介護認定の作業はあと四か月あまりで始まります。にもかかわらず、私たちが最も知りたい保険料や介護報酬額はまだまだ決まっています。

この保険が始まれば介護が必要になっても心配はいらない、わけではない現実をしっかりと理解し、いざとなつてあわてることのないよう、またむやみに心配ばかりすることのないよう、この新しい制度をしっかりと勉強しましょう。

1999年5月30日

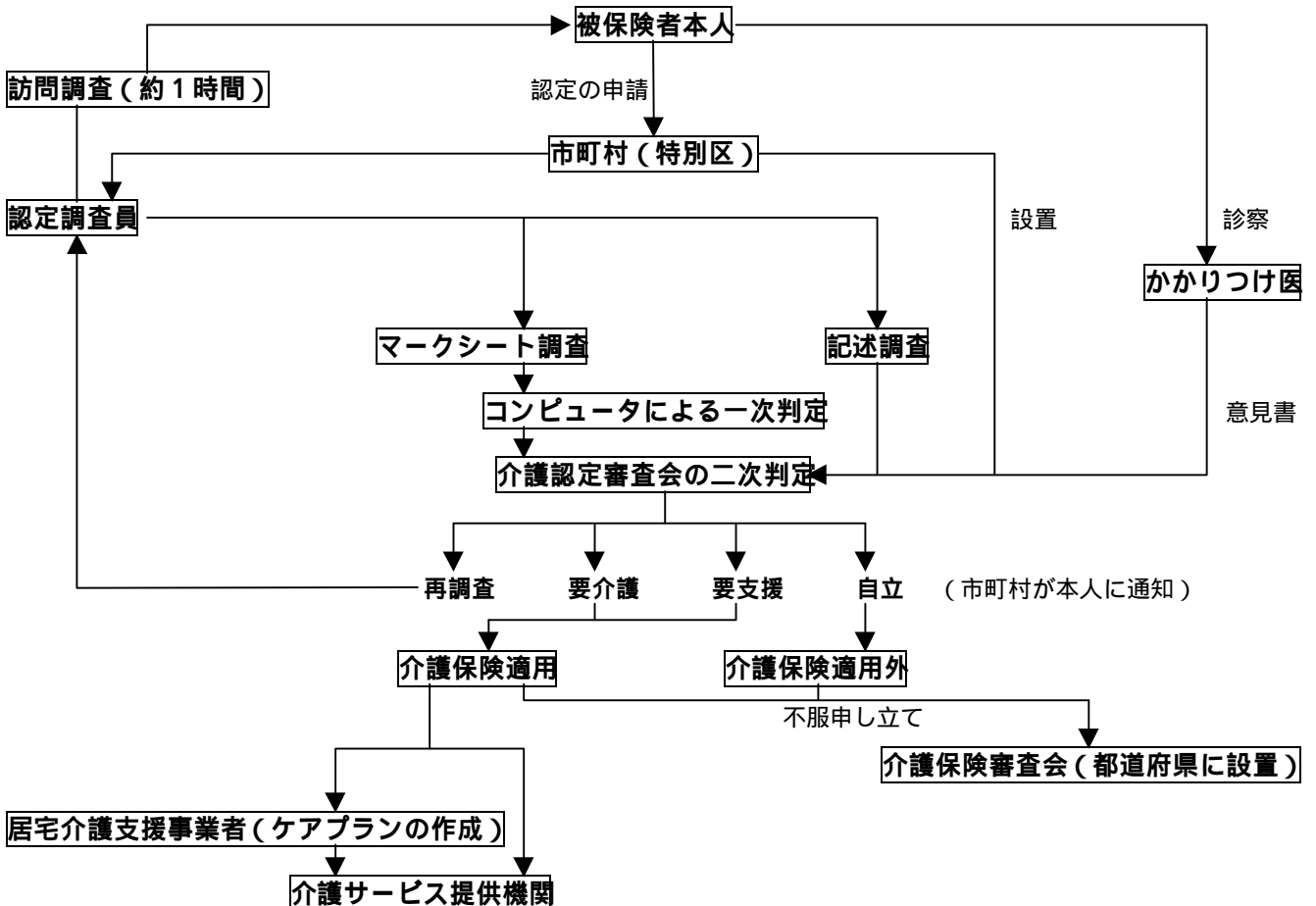
医療法人協和会 在宅医療センター

上農（かみのう）哲朗

## 【 1 . 現行の老人福祉・老人保健・医療保険と介護保険法の関係】

		介護保険制度	
		施設サービス	在宅サービス
老人福祉	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人クラブ 住宅対策・社会参加等 福祉サービス	介護サービス 特別養護老人ホーム	訪問介護・訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与・購入費支給 住宅改修費支給
老人保健	保健医療サービス 急性期医療 70歳以上の者	要介護者に対する 長期療養と基礎的 な医学的管理 老人保健施設 療養型病床群等	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
医療保険	70歳未満の者 一般的に医療を必要とする者	初老期痴呆・脳卒中 等を原因として要介 護状態等にある者	

## 【 2 . 要介護認定の手続】



### 【 3 . 要介護および要支援認定基準】

要介護状態または要支援状態に該当すること、およびその該当する要介護状態の区分の審査判定は、要介護認定基準時間によって下記の表に基づいておこなわれる。

要介護認定基準時間とは、以下の各項目について必要と認められる一日あたり時間として高齢者の要介護時間等に関して行われた調査（1分間タイムスタディ）に基づき推計される時間。

- (1) 身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介助（直接生活介助）
- (2) 衣服等の洗濯、日用品の整理、掃除等の家事援助等（間接生活介助）
- (3) 徘徊に対する探索、不潔行動等の行為に対する後始末等の対応（問題行動関連介助）
- (4) 嚥下訓練の実施、歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練及びその補助（機能訓練関連行為）
- (5) 輸液の管理、呼吸管理、じょくそう処置等の診療の補助等（医療関連行為）

1分間タイムスタディとは、特別養護老人ホームなどの施設に入所入院中の3400人の高齢者について、48時間にわたりどのようなお世話がどのくらいの時間にわたって調べたもの。このデータを利用して一次判定のコンピュータシステムが構築されている。

#### 要介護および要支援認定基準

区 分	状 態
要介護状態 1	要介護認定等基準時間が30分以上50分未満である状態
要介護状態 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態
要介護状態 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態
要介護状態 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態
要介護状態 5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態
要支援状態	要介護認定等基準時間が25分以上である状態
	(2)と(4)にかかる要介護認定等基準時間が10分以上である状態

memo

#### 【 4 . 要介護度と給付額】

	状態	月額予想 支給限度額		訪問 介護	うち 巡回型	訪問入 浴介護	訪問 看護	訪問 リハ	通所	短期 入所
要支援	社会的支援を 要する	6万円	通所型						2	1
			訪問型	2			0.25		1	1
要介護1	部分的介護を 要する	14～16万円	通所型	3			1		2	2
			訪問型	5			1		1	2
要介護2	軽度の介護を 要する	17～19万円	通所型	3			1		3	2
			訪問型	5			1		2	2
要介護3	中等度の介護 を要する	21～27万円	通所型	5.5	7		1		3	3
			訪問型	7.5	7		1		2	3
			痴呆型	1			0.5		4	3
			医療型	6.5	7		3	1		3
要介護4	重度の介護を 要する	23～30万円	通所型	9.5	7		2		1	3
			訪問型	8.5	7	0.5	2	1		3
			痴呆型	1			0.5		5	3
			医療型	8.5	7		3	1		3
要介護5	最重度の介護 を要する	23～30万円	通所型	12	14		2		1	6
			訪問型	13	14		2	1		6
			医療型	9	14	0.5	3	1		6

(注1)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 月29万円程度

介護老人保健施設(老人保健施設) 月32万円程度

介護療養型医療施設(療養型病床群等) 月43万円程度

この金額は現在の標準的なもの。介護保険下では要介護度に応じた給付額のランクが設けられると予想されている。

(注2) 訪問介護については、1回当たり1時間程度(巡回型にあつては、1回当たり30分程度)を単位としている。

(注3) 希望により、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所介護若しくは通所リハビリテーションの利用に代えて、訪問入浴介護の利用を見込んで差し支えない。

memo